

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」 （清涼飲料水の規格基準の改正）（概要）について

令和 3 年 1 月 2 9 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課

1. 改正の趣旨

- 厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品又は添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされているところ、規格基準は食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）において定められている。
- 清涼飲料水の規格基準についても、告示において定められているところ、これまで水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づいて定められた水質基準やCodex委員会等により策定された国際基準との整合性を踏まえ、食品安全委員会から食品健康影響評価を結果を得た物質から、順次見直しを行ってきたところである。
- また、今般、内閣府食品安全委員会により、六価クロム等につき食品健康影響評価が行われたことから、当該評価結果等を踏まえ、清涼飲料水の規格基準を改正する。
- なお、当該規格基準案は薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（平成30年9月7日、令和元年9月13日及び令和2年9月30日）の審議において了承されている。

2. 改正の概要 （※）詳細は別紙参照

- 告示中、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行うものうちクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の成分規格を設定する。
- また、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものうち六価クロムの成分規格を改正する。

3. 根拠条項

食品衛生法第13条第1項

4. 適用期日等

告示日：令和3年3月下旬（予定）

適用期日：告示日

ただし、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうちクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ（2-エチルヘキシル）の成分規格については、この告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造等された清涼飲料水を加工し、使用等する場合に限り、この告示による改正後の規定は、適用しない。

また、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもののうち六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して6か月を経過する日以前に製造等された清涼飲料水を加工し、使用等する場合に限り、なお従前の例によることができる。